PPA方式（第三者所有型モデル）による太陽光発電設備導入事業

業務説明書

１　趣旨

この業務説明書は「PPA方式（第三者所有型モデル）による太陽光発電設備導入事業に係る公募型プロポーザル募集要項」２（２）に定める業務説明書であり、太陽光発電設備導入事業を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

２　事業概要

県及び県道路公社の施設の駐車場等に太陽光発電設備、付帯設備及びカーポート（以下「設備」という。）を設置するなどし、再生可能エネルギー由来の電力を当該施設に供給すること。設備は、発電事業者が設置・運転・維持管理等を行い、事業期間終了後に撤去し原状回復すること。

⑴　事業内容

ア　発電事業者は、別紙１「候補施設一覧」の候補施設に対し、現地調査、設備容量検討、必要に応じて構造調査等を行い、最適な提案を行うこと。

イ　発電事業者は、設備の設置が可能な施設に対する土地・建物利用の承認を受け、提案内容をもとに設備を設置する。設置にあたり、設備の設計・工事・工事監理業務、工事に関連する手続き業務及びその関連業務等を行うこと。設備設置により土地・建物等を破損した場合には、発電事業者の負担で修復すること。

ウ　発電事業者は候補施設管理者等への説明業務(マニュアル作成・設備操作説明等)を行う。内容等については県もしくは県道路公社と協議のうえ決定すること。

エ　国等の補助事業を活用する場合には、発電事業者が申請等業務を行うこと。

オ　発電事業者は、本事業により発電した電力を候補施設が効果的に自家消費できるように設備容量を精査するとともに、発電した電気は各候補施設でのみ使用できるようにし、逆潮流を生じさせないこと。

カ　発電事業者は、設備の運転・維持管理等を自らの責任で行うこと。また、発電事業者は当該設備で発電した電力を、当該設備が設置されている施設に供給するとともに、既存設備に悪影響を及ぼさないようにすること。設備に異常もしくは故障があり、電力供給もしくは安全性並びに既存設備に影響を及ぼす場合は、発電事業者の負担ですみやかに機能や安全性の回復、その他必要な措置を行うこと。適切な措置がなされず、人命もしくは既存設備に影響を及ぼす恐れがあり、通告10日で修繕がなされない場合は、県が直接必要な措置（既存設備との切断、設備の撤去等）を実施することができ、その経費を発電事業者に請求できるものとする。

キ　事業期間終了後、発電事業者は自らの負担で設備を撤去し原状回復すること。撤去により土地・建物等を破損した場合は、発電事業者の負担で修復すること。

⑵　事業期間等

ア　土地・建物利用の承認期間の開始日から当該年度末日までに設備を設置すること。

イ　設備の運転開始日は、原則として令和５年４月１日とし、県もしくは県道路公社と協議のうえ決定すること。

ウ　設備の運転期間は運転開始日から最長で20年間とすること。なお、国等の補助事業を活用する場合は、当該補助事業の規定に従い、設置時期、運転開始時期等を設定することとし、県もしくは道路公社と協議の上決定すること。

⑶　事業費用

ア　県もしくは県道路公社は発電事業者が発電した電気のうち各施設で使用した電力量に契約単価を乗じた料金を発電事業者に支払う。電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測を行うこと。

イ　県もしくは県道路公社は、前項アの電気料金のみ支払うものとし、それ以外の費用は負担しない。

ウ　契約単価は、地震、津波、暴風雨、洪水、その他の契約当事者の合理的支配を超えた偶発的事象（不可抗力）による場合を除き、契約終了まで適用すること。

エ　契約単価は、電力使用量に対する電気料金単価のみとし、月別又は時間帯別に異なる単価の設定は行わないものとする。また、基本料金単価の設定は行わないものとする。

オ　契約単価には、設備の設置、運転・維持管理、撤去、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の経費を含めて差し支えないものとする。

カ　全ての候補施設に対して電気料金単価を個別に提案すること。

なお、各候補施設の電気料金単価については、基本的に上限を設定することとしている。上限を設定した候補施設については、参加資格があると認めた者に対し、上限単価等を通知する。

⑷　設備設置条件

　　　　別紙１「候補施設一覧」で示される候補施設ごとの条件を遵守するものとする。

３　事業実施について

1. 基本的条件

ア　発電事業者が施設の土地等を使用するに当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の４第７項に基づく行政財産の目的外使用許可を受けなければならない。また、連結路付属地やサービスエリア内施設など県道路公社が管理する道路区域内の土地等を使用するに当たっては、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項第7号に基づく道路占用の許可を受けなければならない。

目的外使用料については、現在調整中であり、今回のプロポーザルにおいては、無料で使用することを計算の前提とし、PPA方式の契約単価の提案を行うこと。

なお、目的外使用料の扱いについては、プロポーザル手続き終了後、県もしくは県道路公社から通知するので、これを踏まえ必要に応じて提案した単価の見直しを行うことができるものとする。また、道路占用における占用料については、道路法施行令で定める額の90％を減額するものとする。

イ　県もしくは県道路公社が発電事業者に使用(占用)を許可する面積の算定は、設備の水平投影面積とする。(現在調整中)

ウ　事業実施にあたり予想されるリスクと責任分担については、別紙２のとおりとする。なお、これに定めのないものについては協議により決定する。

エ　施設の使用許可期間は、使用許可の始期から３年以内の年度の末日までとする。その後、発電事業者は、設備の運転を終了し撤去するまでの間、３年度を単位として使用許可の更新を申請することができる。

オ　施設の統合、廃止、用途・管理方法の変更等により、契約の一部を変更する場合は、発電事業者と県もしくは県道路公社で協議を行うものとする。

カ　県もしくは県道路公社は、発電事業者が、使用（占用）許可条件に定める事項を履行しないときは、当該施設の使用（占用）許可を取り消すことができる。この場合、当該使用（占用）許可を受けていた発電事業者の責任と負担において施設から設備を速やかに撤去し原状回復すること。

　⑵　事前調査・検討

発電事業者は、別紙１「候補施設一覧」に掲載した候補施設について、「ア　現地調査」、「イ　設備容量検討」を行い、県もしくは県道路公社と契約内容について詳細協議を行い、各施設の意向を汲んだうえで最適な提案を行うこと。また、必要に応じて「ウ　構造調査」、「エ　各種関係手続き」を行った上で、結果をまとめて県もしくは県道路公社に報告すること。

県もしくは県道路公社が結果を確認し、設備設置可能と判断した施設についてのみ、施設の建物・土地の利用を承認する。

ア　現地調査

候補施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等必要な調査をすること。

イ　設備容量検討

候補施設の電力使用シミュレーションや効率的な設備稼働等の観点から、候補施設ごとに、設備により発電した電力を効果的に自家消費することができる適切な容量とすること。

ウ　構造調査

建物に設備を設置する場合は、設置に関する課題を県もしくは県道路公社と協議の上、必要な調査を行うこと｡

エ　各種関係手続き

事業にあたって、各種法令等の規定に基づき届出等手続きを要する場合には、発電事業者が必要な手続きを行うこと。また、各施設が本事業のために調査や確認を行なう場合や、届出等手続きを行う場合は協力すること。

⑶　 設計・施工・維持管理等

ア　設計

発電事業者は施設への設備導入に先立って、詳細設計を行い、機器仕様書、単線結線図、設計図（PDFデータ）、工程表及びチェックリスト（下記(ｱ)～(ｸ)の項目ごとに、条件に合致していることを示した書類）等を県もしくは県道路公社に提出、承諾を受けること。

(ｱ) 設計・工事にあたっては、原則として（一社）公共建築協会・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書に準拠すること。

ただし、特別な事情が生じた場合は、別途県もしくは県道路公社との協議により決定する。

・公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）最新版

・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）最新版

(ｲ) 設備に係る設計、材料、工事、運転・維持管理にあたっては、電気事業法、電気設備に関する技術基準、建築基準法等の関係法令を遵守するものとする。

(ｳ) 設備機器の据付けは、建築基準法施行令39条及びJIS C 8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。 また、確認結果を県もしくは県道路公社に報告すること。

(ｴ) 設備機器及び配管等の固定は「建築設備耐震設計・施工指針」（最新版）により行うものとする。また、確認結果を県もしくは県道路公社に報告すること。

(ｵ) 設備機器はJET認証を取得したものであること、または相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。また、機器仕様書を県もしくは県道路公社に報告すること。

(ｶ) 事前にシミュレーションを行うなど、日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、影響が懸念される場合には関係法令等に適合するように対策を施すこと。また、確認結果を県もしくは県道路公社に報告すること。

(ｷ) 既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じない計画とすること。

(ｸ) 既設設備の改修（空調機器及びアンテナの移設、ＴＶ配線の切り回し等）を伴わない計画とすること。なお、既存設備の改修が必要となる場合、改修に必要な費用は事業者の負担とする。

イ　施工

(ｱ) 施工にあたり、県もしくは県道路公社が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。なお、事業の進行に合わせて、適宜協議打合せを行い、発電事業者は議事録を作成し相互に確認したものを県もしくは県道路公社に提出すること。

(ｲ) 既設のコンクリート床、壁などの穴あけは、作業前に鉄筋の探査を行うなどして、既設の鉄筋を切断しないようにすること。

(ｳ) 設備に係る配線ルートについては、候補施設の保安・管理上支障がないルートを選定のうえ、県もしくは県道路公社との協議によるものとする。また、設備（配管・配線などを含む）には、施設の電気工作物と識別が出来るように要所に本事業のものである事がわかるような表示を行うこと。

(ｴ) 設備の設置に際しては、候補施設に停電が発生しない方法を優先する。停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせビラ等）を作成し、県もしくは県道路公社と事前協議のうえ当該施設の電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うものとする。

(ｵ) 工事中の安全対策の実施、施設管理者及び近隣住民との調整等は、発電事業者において十分に行うこと。

(ｶ) 工事完成時には、現場で県もしくは県道路公社の確認を受けること。

(ｷ) 工事完成時には、以下の資料を２部作成し、県もしくは県道路公社に引き渡すものとする。なお、完成図面は、ＰＤＦ形式データのほかにオリジナルＣＡＤデータ（jww形式）も提出すること。

・完成図書書類（機器完成図、取扱説明書、完成図面、試験成績書、工事写真、打合せ記録及び各種関係手続書類の写し等）

　　ウ　運転・維持管理・その他

(ｱ) 県もしくは県道路公社並びに各施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理を行うこと。

(ｲ) 大規模地震、大型台風等の災害発生後は、必要に応じて施設および施設近隣に損害を与えていないかを確認し、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。

(ｳ) 発電事業者からの提案が達成できないことによる損失は、発電事業者のみが負担することとする。

(ｴ) 発電事業者は本事業により、県、道路公社、第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険に加入し、具体的な対応方策を講ずること。県、道路公社、第三者に損害を与えた場合は、発電事業者が補償責任を負う。なお、発電事業者が責任を負うべき事項で、県もしくは道路公社が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行うこと。

(ｵ) 本事業に関して生じた駐車場利用者による事故や近隣住民からの苦情への対応は、救急車の手配等緊急を要する場合を除き、発電事業者が責任を持って行うこと。

(ｶ) 事業の進行に合わせて、適宜協議打合せを行い、発電事業者は議事録を作成し相互に確認したものを県もしくは県道路公社に提出すること。

(ｷ) 発電事業者は、国の補助金を活用する場合には、申請等について県もしくは県道路公社と協議するとともに、申請書等の提出にあたってはあらかじめ県もしくは県道路公社に報告すること。

(ｸ) 県もしくは県道路公社が保有する資料について、発電事業者から本業務の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、県もしくは県道路公社の判断において貸与するものとする。貸与を受ける発電事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、業務完了時もしくは必要性が無くなった時点の何れか早い時期に全貸与資料を返納しなければならない。

(ｹ) 運転・維持管理に関する報告書を県もしくは県道路公社に提出すること。

(ｺ) 発電事業者は、業務上知り得た内容、情報等を、県もしくは県道路公社の許可なく第三者に漏らしてはならない。

(ｻ) 本事業の目的を達成するために必要な事項は、本資料に定めのないことであっても実施するものとする。

(ｼ) 県もしくは県道路公社の対応が必要な事態が発生した場合は、速やかに連絡すること。

(ｽ) その他、本資料に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、県もしくは県道路公社と発電事業者で協議して決定するものとする。

４　付加提案　※付加提案を行う場合のみ

提案者が有する知見やノウハウ等を活用して、民間施設への再生可能エネルギー導入拡大等、県内の脱炭素社会の実現に資する事業を提案することができる。

提案にあたっては、その事業を遂行するための体制、工程及び費用負担等の概略を示すこと。

なお、付加提案は、県が全てを実施することを前提とするものではなく、今後その具体的な実現に向けて、県と提案者において引き続き協議するものとする。